

事業概要

令和3年度 公共施設等支援事業メニュー(予定)

木造公共施設関連の支援事業(補助メニュー)について

①木の香る快適な公共施設等整備事業【森林・環境税事業】

②県産材需要拡大施設等整備事業(公共施設等木造化支援タイプ)【県単独事業】

	木 造 化	内 装 木 質 化
対象施設	教育関連施設(幼稚園・小・中学校・高等学校(体育館含)等) 福祉関連施設(保育園・こども園、老人ホーム、障がい者グループホーム等)	
事業主体	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等	
面積要件	○教育関連施設 延床面積が概ね500m ² 以上(但し「木造化」については、延床面積が概ね2,000m ² 未満で、かつ準耐火構造の規制を受けない施設については補助対象外) ○福祉関連施設 延床面積が概ね300m ² 以上	
県産材使用基準	・木質部材の <u>70%</u> (県産材需要拡大事業は80%)以上に「ぎふ証明材」 ・主要構造材は、原則としてJAS製品またはぎふ性能表示材	・延床面積 <u>50%</u> (県産材需要拡大事業は60%)以上の木質化 ・木材は原則として「ぎふ証明材」 ・床、壁、天井のうち2箇所以上を木質化
補助額	17,000円／m ² (上限30,000千円)	10,000円／m ² (上限30,000千円))
その他	・国・県及び市町村との補助制度との併用は可能(ただし、林野庁の補助金は除く) ・既存施設の増改築事業も対象	
他省庁の補助金名	・学校施設環境改善交付金【文部科学省】 ・保育所等整備交付金【厚生労働省】	・社会資本整備交付金【国土交通省】 ・社会福祉施設等施設整備費補助金【厚生労働省】
備 考		

木造公共施設関連の支援事業(補助メニュー)について

③ 木質バイオマス利用施設導入促進事業【森林・環境基金事業】

対象施設	<ul style="list-style-type: none">・市町村が管理整備する全ての施設・学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等が管理整備する公共建築物（学校、社会福祉施設、病院・診療所、社会教育施設等）・多数の来客等があり、事業の普及啓発効果が十分見込まれる商業施設等
事業主体	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、 <u>NPO法人、民間事業者</u> (多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者)、その他知事が認めるもの
対象製品	木質ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・導入する木質ボイラー等は、県内から生産された木材を原料として加工・製造された木質燃料を使用すること。・木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入にあたっては、県内で製造された製品の導入に努めるものとする。
補助額	1／2以内(木質ボイラーは1施設25,000千円、木質ペレットストーブ及び薪ストーブは1施設500千円を上限とする。)
その他	<ul style="list-style-type: none">・国及び県の補助制度との重複不可
備考	民間事業者については、実施要領に定める要件を満たす者に限る。